

令和5年度決算の概要 (数値編)

尼崎市

令和6年8月

目 次

1	令和5年度決算	3
2	各会計別収支状況	4
3	一般会計款別歳入	5
4	一般会計款別歳出	6
5	一般会計性質別歳入	7
6	一般会計性質別歳出	8
7	一般会計歳入決算額（対予算額）	9
8	一般会計歳出決算額（対予算額）	10
9	基金現在高集計表	11
10	実質赤字比率及び連結実質赤字比率	12
11	実質公債費比率	13
12	将来負担比率	14
13	資金不足比率	15
・	用語解説	16

1 令和5年度決算

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C=A-B	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支 E=C-D	4 年 度 実質収支
一 般 会 計	227,235,805	224,187,760	3,048,045	740,416	2,307,629	2,315,350
特 別 会 計	102,829,424	101,911,496	917,928	-	917,928	1,252,765
合 計	330,065,229	326,099,256	3,965,973	740,416	3,225,557	3,568,115

区 分	総収益	総費用	純利益 又は損失	当年度未処分利益 剰余金又は当年度 未処理欠損金	前年度繰越利益剰 余金又は前年度繰 越欠損金
企 業 会 計	84,323,261	78,589,889	5,733,372	13,759,877	5,366,287

《一般会計》

(単位：千円、%)

区 分	5 年 度		4 年 度		差 引 a-b
	a	前年比	b	前年比	
形 式 収 支	3,048,045	100.4	3,036,134	86.9	11,911
翌 年 度 に 繰 り 越 す べ き 財 源	740,416	102.7	720,784	113.8	19,632
実 質 収 支	2,307,629	99.7	2,315,350	80.9	▲ 7,721
単 年 度 収 支	▲ 7,721	-	▲ 546,503	-	538,782
財政調整基金積立金	3,830,404	111.4	3,436,891	164.9	393,513
繰 上 償 還 金	784,400	51.7	1,517,800	25.8	▲ 733,400
財政調整基金取崩額	2,418,817	75.1	3,219,032	皆増	▲ 800,215
実 質 単 年 度 収 支	2,188,266	184.0	1,189,156	11.5	999,110

(単位：千円、%)

区 分	5 年 度		4 年 度		差 引 a-b
	a	前年比	b	前年比	
地 方 債 現 在 高	177,254,397	91.6	193,505,649	92.0	▲ 16,251,252
債 務 負 担 行 為 額	24,790,808	132.2	18,755,368	99.7	6,035,440
主 要 3 基 金 年 度 末 現 在 高	43,668,955	118.3	36,901,149	121.4	6,767,806

注1 主要3基金・・・財政調整基金・減債基金・公共施設整備保全基金

2 各会計別収支状況

(単位：千円)

区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支	4 年 度 実質収支
一 般 会 計	227,235,805	224,187,760	3,048,045	740,416	2,307,629	2,315,350
特 別 会 計	102,829,424	101,911,496	917,928	-	917,928	1,252,765
国民健康保険 事業費	46,381,322	46,347,234	34,088	-	34,088	354,442
地方卸売市場 事業費	426,453	316,539	109,914	-	109,914	135,387
育英事業費	17,010	17,010	-	-	-	22
公共用地 先行取得事業費	912	912	-	-	-	-
公害病認定患者 救済事業費	14,755	13,555	1,200	-	1,200	1,066
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	34,247	22,367	11,880	-	11,880	17,606
介護保険事業費	48,830,005	48,278,402	551,603	-	551,603	519,981
後期高齢者医療 事業費	7,124,720	6,915,477	209,243	-	209,243	224,261
合 計	330,065,229	326,099,256	3,965,973	740,416	3,225,557	3,568,115

企 業 会 計	(総収益)	(総費用)	(純利益又は損失)	(当年度未処分利 益剰余金又は当年 度未処理欠損金)	(前年度繰越利益 剰余金又は前年度 繰越欠損金)
				度未処分利 益剰余金又は当年 度未処理欠損金	前年度繰越利益 剰余金又は前年度 繰越欠損金
水 道 事 業	8,827,937	7,817,434	1,010,503	1,610,503	-
工 業 用 水 道 事 業	1,921,480	1,514,968	406,512	957,601	-
下 水 道 事 業	12,860,353	11,786,746	1,073,607	2,073,607	-
モーターボート 競走事業	60,713,491	57,470,741	3,242,750	9,118,166	5,366,287

3 一般会計款別歳入

(単位：千円、%)

款		令和5年度			令和4年度			比較増減
			前年比	構成比		前年比	構成比	
05	市 税	83,346,114	100.9	36.7	82,597,797	103.1	36.3	748,317
10	地 方 譲 与 税	818,505	101.1	0.4	809,866	100.1	0.4	8,639
11	利 子 割 交 付 金	36,251	93.8	0.0	38,635	65.2	0.0	▲ 2,384
12	配 当 割 交 付 金	664,698	115.9	0.3	573,449	95.2	0.3	91,249
13	株式等譲渡所得割交付金	710,505	172.9	0.3	410,977	57.6	0.2	299,528
14	法 人 事 業 税 交 付 金	1,114,776	94.7	0.5	1,177,451	106.9	0.5	▲ 62,675
15	地 方 消 費 税 交 付 金	10,837,434	99.3	4.8	10,911,528	105.8	4.8	▲ 74,094
17	自 動 車 取 得 税 交 付 金	7,976	367.9	0.0	2,168	皆増	0.0	5,808
18	環 境 性 能 割 交 付 金	145,209	104.4	0.1	139,120	120.5	0.1	6,089
19	地 方 特 例 交 付 金	498,987	95.0	0.2	525,275	41.6	0.2	▲ 26,288
20	地 方 交 付 税	16,790,463	107.2	7.4	15,658,743	95.6	6.9	1,131,720
25	交通安全対策特別交付金	49,342	86.7	0.0	56,935	87.6	0.0	▲ 7,593
30	分 担 金 及 び 負 担 金	943,920	112.5	0.4	839,287	103.7	0.4	104,633
35	使 用 料 及 び 手 数 料	6,277,596	99.2	2.8	6,325,770	98.5	2.8	▲ 48,174
40	国 庫 支 出 金	61,579,428	96.7	27.1	63,688,169	89.6	28.0	▲ 2,108,741
45	県 支 出 金	15,195,107	101.8	6.7	14,921,718	105.4	6.6	273,389
50	財 産 収 入	2,420,578	73.6	1.1	3,288,088	185.7	1.4	▲ 867,510
55	寄 付 金	714,425	126.5	0.3	564,554	183.1	0.2	149,871
60	繰 入 金	3,177,811	77.6	1.4	4,094,825	207.9	1.8	▲ 917,014
65	繰 越 金	3,036,134	86.9	1.3	3,495,023	197.1	1.5	▲ 458,889
70	諸 収 入	12,401,146	124.9	5.4	9,925,590	126.6	4.4	2,475,556
75	市 債	6,469,400	89.8	2.8	7,200,777	49.1	3.2	▲ 731,377
合 計		227,235,805	100.0	100.0	227,245,745	97.8	100.0	▲ 9,940

4 一般会計款別歳出

(単位：千円、%)

款		令和5年度			令和4年度			比較増減
			前年比	構成比		前年比	構成比	
05	議会費	797,936	99.6	0.4	801,319	102.3	0.3	▲ 3,383
10	総務費	23,587,248	92.8	10.5	25,410,143	134.6	11.3	▲ 1,822,895
15	民生費	119,295,918	105.6	53.2	112,925,266	96.9	50.4	6,370,652
20	衛生費	15,749,103	83.2	7.0	18,934,426	101.1	8.4	▲ 3,185,323
25	労働費	151,175	91.1	0.1	165,951	47.3	0.1	▲ 14,776
30	農林水産業費	137,574	102.9	0.1	133,711	94.9	0.1	3,863
35	商工費	3,569,289	236.9	1.6	1,506,682	49.0	0.7	2,062,607
40	土木費	15,020,900	92.4	6.7	16,259,389	103.3	7.2	▲ 1,238,489
45	消防費	5,142,978	101.5	2.3	5,068,065	100.7	2.3	74,913
50	教育費	17,350,829	93.3	7.7	18,604,291	94.3	8.3	▲ 1,253,462
53	災害復旧費	-	-	-	-	-	-	-
55	公債費	23,375,107	98.6	10.4	23,698,538	79.7	10.6	▲ 323,431
60	諸支出金	9,703	1.4	0.0	701,830	6,833.1	0.3	▲ 692,127
65	予備費	-	-	-	-	-	-	-
合計		224,187,760	100.0	100.0	224,209,611	87.2	100.0	▲ 21,851

5 一般会計性質別歳入

(単位：千円、%)

		令和5年度			令和4年度			比較増減
			前年比	構成比		前年比	構成比	
自主財源		112,317,724	101.1	49.5	111,130,934	110.0	48.9	1,186,790
	市税	83,346,114	100.9	36.7	82,597,797	103.1	36.3	748,317
	使用料及び手数料	6,277,596	99.2	2.8	6,325,770	98.5	2.8	▲ 48,174
	繰入金	3,177,811	77.6	1.4	4,094,825	207.9	1.8	▲ 917,014
	その他	19,516,203	107.7	8.6	18,112,542	144.9	8.0	1,403,661
依存財源		114,918,081	99.0	50.5	116,114,811	88.4	51.1	▲ 1,196,730
	地方消費税交付金	10,837,434	99.3	4.8	10,911,528	105.8	4.8	▲ 74,094
	地方交付税	16,790,463	107.2	7.4	15,658,743	95.6	6.9	1,131,720
	国庫支出金	61,579,428	96.7	27.1	63,688,169	89.6	28.0	▲ 2,108,741
	県支出金	15,195,107	101.8	6.7	14,921,718	105.4	6.6	273,389
	市債	6,469,400	89.8	2.8	7,200,777	49.1	3.2	▲ 731,377
	その他	4,046,249	108.4	1.7	3,733,876	79.0	1.6	312,373
合計		227,235,805	100.0	100.0	227,245,745	97.8	100.0	▲ 9,940

市税	83,346,114	100.9	36.7	82,597,797	103.1	36.3	748,317
地方譲与税	818,505	101.1	0.4	809,866	100.1	0.4	8,639
利子割交付金	36,251	93.8	0.0	38,635	65.2	0.0	▲ 2,384
配当割交付金	664,698	115.9	0.3	573,449	95.2	0.3	91,249
株式等譲渡所得割交付金	710,505	172.9	0.3	410,977	57.6	0.2	299,528
法人事業税交付金	1,114,776	94.7	0.5	1,177,451	106.9	0.5	▲ 62,675
地方消費税交付金	10,837,434	99.3	4.8	10,911,528	105.8	4.8	▲ 74,094
自動車取得税交付金	7,976	367.9	0.0	2,168	皆増	0.0	5,808
環境性能割交付金	145,209	104.4	0.1	139,120	120.5	0.1	6,089
地方特例交付金	498,987	95.0	0.2	525,275	41.6	0.2	▲ 26,288
地方交付税	16,790,463	107.2	7.4	15,658,743	95.6	6.9	1,131,720
交通安全対策特別交付金	49,342	86.7	0.0	56,935	87.6	0.0	▲ 7,593
市債	1,000,000	49.5	0.4	2,018,477	28.5	0.9	▲ 1,018,477
主な一般財源	116,020,260	101.0	51.1	114,920,421	96.9	50.6	1,099,839

注1 主な一般財源の市債については、臨時財政対策債

地方交付税	16,790,463	107.2	7.5	15,658,743	95.6	7.0	1,131,720
普通交付税	16,457,619	106.4	7.2	15,471,198	97.8	6.8	986,421
特別交付税	332,844	177.5	0.2	187,545	33.6	0.2	145,299
臨時財政対策債	1,000,000	49.5	0.4	2,018,477	28.5	0.9	▲ 1,018,477
合計	17,790,463	100.6	7.9	17,677,220	75.3	7.9	113,243

6 一般会計性質別歳出

(単位：千円、%)

		令和5年度			令和4年度			比較増減
			前年比	構成比		前年比	構成比	
消費的経費		163,311,416	100.7	72.8	162,188,200	99.4	72.3	1,123,216
	人件費	29,355,600	97.6	13.1	30,071,299	100.0	13.4	▲ 715,699
	物件費	23,628,266	94.1	10.5	25,120,347	103.5	11.2	▲ 1,492,081
	扶助費	80,675,693	102.2	36.0	78,943,263	102.8	35.2	1,732,430
	補助費等	28,111,505	105.6	12.5	26,610,859	87.0	11.9	1,500,646
	維持補修費	1,540,352	106.8	0.7	1,442,432	97.2	0.6	97,920
投資的経費		12,976,821	97.7	5.8	13,279,775	77.4	5.9	▲ 302,954
	普通建設事業費	12,976,820	97.7	5.8	13,279,773	77.4	5.9	▲ 302,953
	災害復旧事業費	1	50.0	0.0	2	1.3	0.0	▲ 1
貸付金等		10,853,701	98.6	4.9	11,011,209	207.1	4.9	▲ 157,508
公債費		23,374,922	98.6	10.4	23,698,538	79.7	10.6	▲ 323,616
他会計繰出金		13,670,900	97.4	6.1	14,031,889	105.0	6.3	▲ 360,989
予備費		-	-	-	-	-	-	-
合 計		224,187,760	100.0	100.0	224,209,611	98.0	100.0	▲ 21,851

義務的経費		133,367,015	100.5	59.5	132,713,100	98.5	59.2	653,915
	人件費	29,355,600	97.6	13.1	30,071,299	100.0	13.4	▲ 715,699
	扶助費	80,675,693	102.2	36.0	78,943,263	102.8	35.2	1,732,430
	公債費	23,335,722	98.5	10.4	23,698,538	85.1	10.6	▲ 362,816

注1 義務的経費の公債費は、借換え分を除く。

7 一般会計歳入決算額（対予算額）

（単位：千円）

款		当初予算額	補正予算額	4年度からの繰越額	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
05	市 税	82,416,788	700,000	-	83,116,788	85,048,976	83,346,114	105,950	1,623,581
10	地 方 譲 与 税	784,401	-	-	784,401	818,505	818,505	-	-
11	利 子 割 交 付 金	30,000	-	-	30,000	36,251	36,251	-	-
12	配 当 割 交 付 金	560,000	-	-	560,000	664,698	664,698	-	-
13	株式等譲渡所得割交付金	357,000	-	-	357,000	710,505	710,505	-	-
14	法 人 事 業 税 交 付 金	1,078,000	-	-	1,078,000	1,114,776	1,114,776	-	-
15	地 方 消 費 税 交 付 金	11,298,000	▲ 400,000	-	10,898,000	10,837,434	10,837,434	-	-
17	自 動 車 取 得 税 交 付 金	-	-	-	-	7,976	7,976	-	-
18	環 境 性 能 割 交 付 金	119,000	-	-	119,000	145,209	145,209	-	-
19	地 方 特 例 交 付 金	502,000	-	-	502,000	498,987	498,987	-	-
20	地 方 交 付 税	14,236,500	2,521,119	-	16,757,619	16,790,463	16,790,463	-	-
25	交通安全対策特別交付金	66,000	-	-	66,000	49,342	49,342	-	-
30	分 担 金 及 び 負 担 金	885,747	-	-	885,747	1,015,032	943,920	7,677	63,639
35	使 用 料 及 び 手 数 料	6,511,904	11,341	-	6,523,245	6,562,305	6,277,596	19,352	265,473
40	国 庫 支 出 金	51,214,174	12,389,353	1,192,818	64,796,345	64,059,449	61,579,428	-	2,480,021
45	県 支 出 金	15,531,456	▲ 77,741	55,752	15,509,467	15,262,774	15,195,107	-	67,667
50	財 産 収 入	1,968,325	416,345	-	2,384,670	2,429,185	2,420,578	-	8,607
55	寄 付 金	547,324	384,680	-	932,004	714,425	714,425	-	-
60	繰 入 金	3,594,533	623,134	-	4,217,667	3,177,811	3,177,811	-	-
65	繰 越 金	1	2,315,349	720,784	3,036,134	3,036,134	3,036,134	-	-
70	諸 収 入	7,972,847	4,347,076	-	12,319,923	14,155,032	12,401,146	88,239	1,665,914
75	市 債	10,241,000	▲ 180,110	725,800	10,786,690	9,050,300	6,469,400	-	2,580,900
合 計		209,915,000	23,050,546	2,695,154	235,660,700	236,185,569	227,235,805	221,218	8,755,802

注1 収入未済額は実質収入未済額を記載している。

8 一般会計歳出決算額（対予算額）

（単位：千円）

款						支出済額	6年度への 繰越額	不用額
	当初予算額	補正予算額	4年度からの 繰越額	予備費充当額	予算現額			
05 議会費	817,716	▲ 2,726	-	-	814,990	797,936	-	17,054
10 総務費	16,498,538	7,690,449	364,121	7,684	24,560,792	23,587,248	201,459	772,085
15 民生費	111,175,447	11,447,854	1,160,783	3,126	123,787,210	119,295,918	2,041,731	2,449,561
20 衛生費	15,768,908	950,960	73,323	1,125	16,794,316	15,749,103	306,314	738,899
25 労働費	165,234	▲ 9,414	-	-	155,820	151,175	-	4,645
30 農林水産業費	143,840	▲ 3,919	-	-	139,921	137,574	-	2,347
35 商工費	2,446,260	1,253,646	-	-	3,699,906	3,569,289	-	130,617
40 土木費	15,736,304	399,752	781,509	218	16,917,783	15,020,900	1,141,366	755,517
45 消防費	5,189,046	20,699	23,472	3,212	5,236,429	5,142,978	-	93,451
50 教育費	18,068,156	1,623,225	291,946	-	19,983,327	17,350,829	2,178,134	454,364
53 災害復旧費	1	-	-	-	1	-	-	1
55 公債費	23,695,143	▲ 319,980	-	-	23,375,163	23,375,107	-	56
60 諸支出金	10,407	-	-	-	10,407	9,703	-	704
65 予備費	200,000	-	-	▲ 15,365	184,635	-	-	184,635
合 計	209,915,000	23,050,546	2,695,154	-	235,660,700	224,187,760	5,869,004	5,603,936

9 基金現在高集計表

(単位：千円)

	令和4年度末 現在高	令和5年度増減		令和5年度末 現在高
		積立額	取崩額	
財 政 調 整 基 金	11,732,198	3,830,404	2,418,817	13,143,785
減 債 基 金	13,745,299	1,728,611	-	15,473,910
う ち 通 常 分	7,088,347	571,356	-	7,659,703
う ち F M 分	6,656,952	1,157,255	-	7,814,207
公 共 施 設 整 備 保 全 基 金	11,423,652	4,031,710	404,102	15,051,260
公 害 病 認 定 患 者 救 済 事 業 基 金	200,861	-	7,918	192,943
市 民 福 祉 振 興 基 金	1,677,122	5,061	20,738	1,661,445
環 境 基 金	689,273	41,376	52,365	678,284
緑 化 基 金	604,015	5,953	6,216	603,752
育 英 事 業 基 金	537,292	4,064	12,947	528,409
動 物 愛 護 基 金	43,631	15,884	6,477	53,038
富 松 住 宅 管 理 基 金	218,447	-	17,912	200,535
子 ど も ・ 若 者 応 援 基 金 ※ 1	453,472	39,708	7,344	485,836
教 育 振 興 基 金	264,559	37,671	17,063	285,167
新 本 庁 舎 建 設 基 金	1,781,544	254,788	-	2,036,332
み ん な の 尼 崎 城 基 金	178,388	104,146	1,456	281,078
文 化 振 興 基 金	24,941	204,020	12,219	216,742
暴 力 団 排 除 基 金 ※ 2	10,063	5,102	15	15,150
特 定 非 営 利 活 動 促 進 基 金	1,236	4,603	5,189	650
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 等 基 金	399,273	467,341	-	866,614
SDGs 地 域 活 性 化 基 金	15,203	12,625	3,000	24,828
学 校 給 食 費 調 整 基 金	105,587	6,592	7,073	105,106
市 営 住 宅 等 基 金	260,846	13,115	79,370	194,591
文 化 財 保 存 活 用 基 金	220,000	3,030	3,850	219,180
小 田 南 公 園 周 辺 地 域 活 性 化 基 金	-	5,671	-	5,671
介 護 給 付 費 準 備 基 金	2,154,000	2,102	662,030	1,494,072
国 民 健 康 保 険 事 業 基 金	2,181,373	130,653	385,222	1,926,804
合 計	48,922,275	10,954,230	4,131,323	55,745,182

※1 令和5年4月1日に「青少年健全育成基金」から名称変更

※2 令和6年4月1日に「暴力団排除活動支援基金」から名称変更

10 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

①実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
---------	---	--

$$\text{本市の比率} = \frac{\text{▲2,308,829千円(黒字)}}{107,016,234\text{千円}} = \text{▲2.15\%}$$

②連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
-----------	---	--

$$\text{本市の比率} = \frac{\text{▲51,190,655千円(黒字)}}{107,016,234\text{千円}} = \text{▲47.83\%}$$

(実質収支の状況)

(単位：百万円、%)

会 計 名			実質収支額
一般会計等 対(実 象と 質 な る 赤 字 会 計 率 の)	一般会計		2,308
	育英事業費会計		—
	公共用地先行取得事業費会計		—
	公害病認定患者救済事業費会計		1
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計		—
実質収支額 A			2,309
① 実質赤字比率			— (▲2.15)

公営事業会計	公営企業会計	水道事業会計	9,151
		工業用水道事業会計	8,625
		下水道事業会計	18,947
		モーターボート競走事業会計	11,253
		地方卸売市場事業費会計	110
	小計 B		48,087
	その他の会計	国民健康保険事業費会計	34
		介護保険事業費会計	552
		後期高齢者医療事業費会計	209
		小計 C	795
連結実質収支額 A + B + C		51,191	
② 連結実質赤字比率		- (▲47.83)	

注1 公営企業会計における実質収支額は資金不足・剰余額

注2 健全化判断比率の算定にかかる実質収支額からは、事業繰越額（災害援護資金貸付金回収金の一部等）が除かれている。

11 実質公債費比率

$$\text{③実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(令和5年度の実質公債費比率の算定)

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
令和3年度	7.63	8.1%
令和4年度	8.20	
令和5年度	8.61	

$$\text{令和5年度単年度の比率} = \frac{19,192,033\text{千円} - 10,911,220\text{千円}}{96,105,014\text{千円}} = 8.61\%$$

(実質公債費比率の推移)

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比較
実質公債費比率	9.7	8.5	8.1	▲ 0.4

※各年度の比率は、当該年度、前年度、前々年度の3カ年平均

12 将来負担比率

④将来負担比率	=	将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)
		標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

$$\text{本市の比率} = \frac{224,603,405\text{千円} - 221,833,399\text{千円}}{96,105,014\text{千円}} = 2.8\%$$

(将来負担比率の推移)

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比較
将来負担比率	36.3	19.5	2.8	▲ 16.7

将来負担額の主な内容

- (1)地方債残高
- (2)債務負担行為に基づく支出予定額
- (3)公営企業会計等に係る地方債の償還に対する繰入見込額
- (4)退職手当負担見込額
- (5)外郭団体等に対する負担額等見込額 など

13 資金不足比率

資金不足比率

(単位：％)

公営企業会計の名称		令和5年度 決 算	令和4年度 決 算	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	20.0
	モーターボート競走事業会計	—	—	20.0
企 業 法 非 適 用	地方卸売市場事業費会計	—	—	20.0

資金不足比率は、標準財政規模に対する資金不足額の割合で、本市では5会計が対象となっており、資金不足が生じない場合は、「—」表示となっている。

用語解説

語 句	解 説
ア行	
依存財源	国（都道府県）の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいい、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方譲与税等がこれに該当する。
カ行	
借換債	過去に借り入れた地方債を、特定の年度（概ね借り入れから10年目）に、元金の残額をいったん全額返済し、再度同額を新たな金利で借り直すこと。いったん返済した額と同額を借り入れるため地方債現在高には影響しない。
基準財政収入額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる地方税収入のうち一定割合（概ね75%）により算出された収入額である。
基準財政需要額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」であり、各自治体が実際に支出した額あるいは支出しようとする額ではなく、各団体の人口等を基礎として、行政費目ごとに一定の方法で算出された需要額である。
義務的経費	性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件費、扶助費及び公債費を指す。人件費は経常的に支出を予定せざるを得ないものであり、扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられている。また、公債費は負債の償還に要する経費となっている。
繰越	・ 予算の繰越 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないという予算に関する原則（会計年度独立の原則）の例外として、当該年度の歳出予算の一部を翌年度以降において執行することをいい、繰越明許費の繰越、事故繰越しなどがある。 ・ 繰越明許費の繰越 歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由により当該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用すること。 ・ 事故繰越し 歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用すること。 ・ 翌年度に繰り越すべき財源 繰越明許費や事故繰越しなどにより、翌年度に繰り越された歳出予算に充当する財源

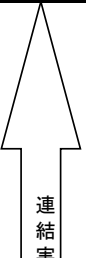
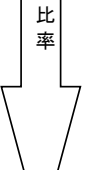
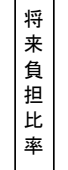
語 句	解 説
経営健全化基準	公営企業会計において、資金不足比率が基準以上となった場合は、経営健全化団体となり、経営健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めなければならない。 ・ 資金不足比率の経営健全化基準・・・20% 健全化法施行以前の地方債協議・許可制度における許可制移行基準（10%）の2倍に設定されている。
形式収支	歳入決算額－歳出決算額
経常収支比率	この比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常的な支出に対して地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。
公共施設マネジメント計画	本市の公共施設全体に対して中長期的視点で、量、質、運営コスト等の最適化を目指す計画であり、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に①「再編」、②「予防保全」、③「効率的・効果的な運営」の3つの方針を掲げている。 ①「再編」としては、「第1次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針1：再編）」及び同計画に係る「実施編」を定め、また、②「予防保全」としては、「第1次尼崎市公共施設保全計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針2：予防保全）」及び同計画に係る「実施編」を定め、それぞれの計画に基づいた取組を進めている。 ①「再編」の取組に伴い生じる不動産売却収入については、原則基金に積み立て、施設の整備等に際して発行した市債の償還等に充当する。
サ行	
財政再生基準	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上となった場合は、財政再生団体となり、財政再生計画を定め、国の関与の下で財政健全化を図らなければならない。事実上、地方公共団体の予算編成権がなくなり、自治権が制限されることになる。 ・ 実質赤字比率の財政再生基準・・・20% 旧再建法の起債制限基準を用い、市町村は20%で設定されている。 ・ 連結実質赤字比率の財政再生基準・・・30% 早期健全化基準と同様の考え方で、実質赤字比率の財政再生基準（20%）に10%を加算し、市町村については、30%で設定されている。 経過措置として、平成20年度決算及び平成21年度決算は40%、平成22年度決算は35%、平成23年度以降は30%とされている。 ・ 実質公債費比率の財政再生基準・・・35% 健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限されることとなる基準である35%となっている。

語 句	解 説
債務保証	円滑な事業の推進を図るため、法人（土地開発公社等）が金融機関等から受ける融資に対し、債務が履行されない場合、地方公共団体が返済等の代位弁済を定めた契約を締結すること。
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。
市債充当率の 嵩上げ	地方公共団体は、施設を建設する場合など将来活用する住民にも経費の一部を負担してもらった方が公平な場合に、市債（一会計年度数を越える借入金）を発行することができる。 市債の充当率（一般的には75%）は定められているが、この充当率をアップすることにより、事業歳出における借入金の比率を上げ、一般財源の縮小を図るもの。
自主財源	地方自治体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等がこれに該当する。
実質赤字比率	一般会計のほか、公営事業会計を除く特別会計で、公害病認定患者救済事業費会計など4特別会計（以下「一般会計等」という）を対象とした会計の実質赤字額で、資金ショートの大きさを示すものである。
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。 借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。
実質収支	形式収支－翌年度に繰り越すべき財源
実質単年度収支	単年度収支＋財政調整基金積立金＋繰上償還金－財政調整基金取崩し額
消費的経費	人件費、扶助費、物件費、維持補修費、負担金補助及び交付金等で、その経費の支出効果がその年度限り又は極めて短期間に終わるものをいい、後年度に形を残さない性質の経費
将来負担比率	地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

語 句	解 説
早期健全化基準	実質赤字比率をはじめとする 4 つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上となった場合は、財政健全化団体となり、財政健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めなければならない。 ・実質赤字比率の早期健全化基準・・・11.25%（本市の場合） 地方債協議・許可制度における許可制移行基準（2.5%から 10%）と財政再生基準（20%）との中間値をとり、市町村については、財政規模に応じて 11.25%から 15%で設定されている。 ・連結実質赤字比率の早期健全化基準・・・16.25%（本市の場合） 実質赤字比率の早期健全化基準（11.25%から 15%）に公営企業会計等における経営健全化等を踏まえて 5%を加算し、市町村については、財政規模に応じて 16.25%から 20%で設定されている。 ・実質公債費比率の早期健全化基準・・・25% 健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許可が制限されることとなる基準である 25%となっている。 ・将来負担比率の早期健全化基準・・・350% 将来負担比率は財政再生基準がなく、早期健全化基準のみとされ、その基準は 350%で設定されている。
損失補償	特定の事業の振興等を図るため、特定の団体が金融機関等から融資を受ける場合、その融資が返済不能となり、金融機関等が損失を被ったときに地方公共団体が融資を受けた団体に代わって損失を補償（穴埋め）すること。
タ行	
退職手当債	地方公共団体の退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てるために起こす地方債であり、特例債のひとつである。
単年度収支	実質収支－前年度実質収支
地方交付税	地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての自治体が一定の行政水準を維持できるよう財源を保障するため、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額を国から地方に交付するもので、国庫補助金などと異なり、その用途は特定されない。
地方債現在高	地方公共団体が資金調達するための市債の借入金残高
統一的な基準による財務書類	発生主義・複式簿記の考え方を採用し、従来の官庁会計では見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報を把握・見える化することで、説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能を向上させるために、全国的に統一的な財務書類の作成基準が設けられているもの。 なお、本市においてはこの基準に基づき、財務書類の作成を平成 28 年度決算分から作成している。
ハ行	

語 句	解 説
標準財政規模	地方公共団体の標準的な行政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算したものである。
扶助費	社会保障制度の一環として、各種の法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など）などに基づいて、障害者、高齢者、児童などへの福祉サービスの提供に必要な経費。主なものとして、生活保護費、児童手当などが該当する。
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。
補助費等	市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合など）や民間に対して、行政上の目的により交付される経費。主なものとして、報償費（講師謝金など）、役務費（保険料）、負担金補助金及び交付金（一般的な補助金）などが該当する。
ヤ行	
有形固定資産 減価償却率	保有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができる指標。
ウ行	
臨時財政対策 債	地方財源の不足に対応するため、各自治体において発行が認められる地方債で、通常の地方債と異なり、一般財源として取り扱うこととなっている。 この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度、基準財政需要額に算入されることとなっている。
連結実質赤字 比率	本市が設置する全13会計（一般会計等に、国民健康保険事業費会計や水道事業費会計などの公営事業会計を加えたもの）の実質収支額あるいは、資金不足・剰余額を連結して、赤字比率を算定したものである。

健全化判断比率等の対象会計等(尼崎市)

尼崎市	一般会計		一般会計等	 実質赤字比率 	 連結実質赤字比率 	 実質公債費比率 	 将来負担比率 
	特別会計	育英事業費会計 公共用地先行取得事業費会計 公害病認定患者救済事業費会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計					
		国民健康保険事業費会計 介護保険事業費会計 後期高齢者医療事業費会計	公営事業会計				
		法非適用企業		地方卸売市場事業費会計(市場事業)			
	法適用企業	水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計 モーターボート競走事業会計					
		一部事務組合、広域連合	阪神水道企業団 兵庫県競馬組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合				
		地方公社、第三セクター	(社福)阪神福祉事業団 (損失補償) 兵庫県信用保証協会 (損失補償)				

市町村	財政健全化計画を作成	11.25% ～15%	16.25% ～20%	25%	350%
	財政再生計画を作成	20%	※30%	35%	

※平成20年度決算及び平成21年度決算は40%、平成22年度決算は35%、平成23年度決算以降は30%

尼崎市が適用される早期健全化基準 (標準財政規模500億円以上のランクに該当)	11.25%	16.25%	25%	350%
--	--------	--------	-----	------

